

第 37 回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成 27 年 11 月 19 日（木）10:00～12:00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館 12 階 1214 特別会議室

出席者：

（委員等）石原委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、佐藤委員、根本委員、野城委員、柳川委員、赤羽専門委員、浅野専門委員、石川専門委員、石田（直）専門委員、江口専門委員、小島専門委員、財間専門委員、柴田専門委員

（内閣府）西川内閣府審議官、鳥巢審議官、村田参事官、武井企画官、直原企画官

（民間資金等活用事業推進機構）半田専務取締役

議事概要（→以下は事務局の回答）：

1. PFI 法の改正及び下位法令の整備について（報告）

○事務局から、報告資料 1～3 に基づいて、専門的ノウハウを有する公務員をコンセッション事業者に退職派遣させる制度を創設する PFI 法の改正及び下位法令の整備について報告。

2. 基本方針及びガイドラインの改正について

○事務局から、資料 1-1～1-4 に基づいて説明。主な意見等は以下のとおり。

（A 専門委員）不可抗力リスク（資料 1-3 12 頁）について、テロによる需要低下等、直ちに不可抗力とまでは言えないリスクが不可抗力の範囲に含まれるのか整理すべき。

→ガイドラインは優良事例を普及させるものであるもので、引き続き事例調査を行い、必要な対応を行う。

（B 専門委員）指定管理者制度の併用（資料 1-3 23 頁）について、空港及び上下水道に関してのみ併用が不要である旨が記述されているが、これは一般論として他の分野においても適用される整理か。

→「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針」の重点分野を所管する関係省庁の検討結果をまとめたもの。今後、他の分野で整理が進んだ場合は反映させていきたい。

（C 委員）上下水道で指定管理者制度の併用が不要なことは分かったが、上水道と下水道で取扱いに違いがあるようだ。その理由は何か。

→それぞれの事業法の仕組みが異なるため、既存の法律を前提に取扱いを整理させていただいている。

○基本方針及び各ガイドラインの改正案については委員長に一任。

3. 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針について

○事務局から、席上配布資料①～③に基づいて説明。主な意見等は以下のとおり。

(C委員) 対象事業の例外(資料③ 3頁)について、民間事業者が実施することが法的に「制限」されていると規定すると例外の範囲が広くなりすぎるため、「禁止」と規定すべき。

→法令用語の整理を踏まえ「制限」と規定しているが、民間事業者が事業を行うことができないという意味である。

(C委員) 簡易な検討と詳細な検討(資料③ 4、5頁)が煩雑。評価を行わずに PPP/PFI 手法を導入することを原則とし、導入しない場合にのみ評価を行うこととすべき。

→VFM が出る見込みがないものについて詳細な検討を行わなくてすむよう、簡易な検証で落とすことができるようにしている。

(C委員) どうして定性的な評価を行わず、定量的な評価のみを行うこととしているのか。

→PPP/PFI 手法の不採用について、管理者として客観的な理由に基づき説明責任を果たしていただくため。なお、公共施設等の管理者等がその他の客観的な評価方法を定めることができることとしている。

(D委員) 事業費総額 10 億円の基準(資料③ 3頁)は、小さすぎるのではないか。10 億円の事業は、民間事業者にとって余り魅力がないと思われる。

→指針案の作成に当たって地方公共団体へのアンケートを行ったところ、優先的検討を行っている地方公共団体では、同様の事業費基準を設けているところがほとんどだった。

(E専門委員) 地域における事業機会の創出の観点から見ると、事業費総額 10 億円の事業は、地域の企業にとっては魅力があると思われる。むしろ、運営事業 1 億円/年の基準は大きすぎるのではないか。

→優先的検討状況について毎年モニタリングを行い、それを踏まえて必要に応じて見直していく。

(E専門委員) 例えば、簡易な検討の趣旨(資料③ 4頁)において「PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができる」となっている等、後ろ向きの表現が散見されるので、前向きの表現に変えるべき。

→各省調整の結果を超えないよう配慮しつつ、可能な限り改善する。

(F 委員) 複数事業をバンドリングすることで事業規模を大きくすることが考えられる旨を記述すべき。

→指針の手引きにおいて記述する。

(F 委員) 従来のサービス購入型事業も対象となっているのか。また、PFI 法上の公共施設等は全て対象となっているのか。

→前段について、サービス購入型事業も対象としている。後段について、骨太方針の「民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業」について優先的検討を行うこととされていることを踏まえ、対象事業(資料③ 2頁)を設定している。

(G 専門委員) 「②対象事業」の前に「①PPP/PFI 手法導入の検討の開始」(資料①)があるということは、PPP/PFI 手法を導入する場合にのみ優先的検討を行うことになるのか。

→優先的検討を開始する時期として公営企業の経営戦略の策定等を位置付ける趣旨であり、対象事業に該当するものについては全て優先的検討を行う。

(A 専門委員) オリンピックや自衛隊関連の施設も対象に含まれるのか。

→どの施設を対象とするかは各公共施設等の管理者等が優先的検討規程で定めることとしている。平成 28 年度中にはこの規程の策定と運用をしていく。

(H 委員) 優先的検討の経験の蓄積が大事であり、それを共有する仕組みを設けるべき。また、指針を見直すとともに、各優先的検討規程の見直しも着実にを行うべき。

(B 専門委員) 既存の施設を買い取り、公共施設等として活用する手法は PPP/PFI に含まれるのか。

(C 委員) PPP/PFI には、指定管理者制度や公有地の譲渡も含まれるのか。

→議員立法の官民連携事業推進法案が提案されようとしているが、現時点では、少なくとも指定管理者制度は入ると考えている。具体的には、今後、手引き等で明確にしていく。

(I 専門委員) 神奈川県では、予算計画において、施設整備に当たって PPP/PFI を検討することを明記しており、施設ごとに優先的検討規程を作ることはない。優先的検討の細かいプロセスは余り必要ないのではないか。

4. PPP/PFI の事業規模目標の見直しについて

○事務局から、資料 2-1 に基づいて説明。

○委員長から、資料 2-2 に基づいて、「事業規模目標見直しプロジェクトチーム」の設置を提案。主な意見等は以下のとおり。

(F 委員) PPP/PFI の事業規模目標として何を対象とすべきか、それはどのように捉えられるのか、精力的に検討したい。

5. 民間資金等活用事業推進機構からの報告

○民間資金等活用事業推進機構から、同機構の活動状況について報告。

- ・民間資金等活用事業推進機構は、平成 25 年 10 月の設立以降、200 以上の地方公共団体の要望を聞いてきた。当初は、支援対象として大規模インフラを想定していたが、幅広い施設についてニーズがあることが判明した。これまでに 10 件の支援決定を行っており、今後も地方公共団体のスキーム作りに当たって民間事業者のニーズを伝える等、個別案件の現場で支援を行っていきたい。

6. PPP/PFI 地域プラットフォームについて報告

○事務局から、参考資料 4 に基づいて、PPP/PFI 地域プラットフォーム形成支援の取組について報告。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室
TEL. 03-6257-1653